

各連結法人の当期控除額の個別帰属額等に関する明細書

御注意

この表は、平成15年1月1日以後に開始し、かつ平成15年4月1日以後に終了する連結事業年度分について使用します。

連結事業年度	・	・	法人名	()	
各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細					
試験研究費の個別の別帰属額に係る当期	各連結法人における試験研究費の額	1	円	総 越 控 除 金 額 (別表六の二四「18」)	
試験研究費の額の合計額 (別表六の二四「1」)	2			直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二四付表三「39の②」)	
当期分の特別控除額 (別表六の二四「9」)	3			総額方式分控除可能額 (16)	
試験研究費の額に係る当期控除額の個別帰属額 (3) × (1) (2)	4			(20) - (21) - (22)	
特別共同試験研究費の額の合計額 (別表六の二四「10」)	5			各連結法人の最初の超過連結事業年度の特別共同試験研究費の額	
当期分の特別控除額 (別表六の二四「15」)	6			最初の超過連結事業年度の特別共同試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(24)の合計)	
特別共同試験研究費に係る当期控除額の個別帰属額 (7) × (5) (6)	7			(23) × (24) (25)	
連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 (各連結法人の別表六の二四付表三)	8			(19) + (26)	
全額場合	連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 (各連結法人の別表六の二四付表三)	9		27	
一 最 初 の 控 除 過 額 に 係 る 当 期 控 除 領 域 の 合 同	総未場合 額方式の 分合 控除額 可 能 繰 越 及 除 直 前 金 額 を 積 超 除 る	10		試験研究費の総額に係るもの の 最 初 の 超 過 連 結 事 業 年 度 開 始 の 日 前 の 各 連 結 事 業 年 度 合 の 個 別 帰 属 額	税額控除未済額 (別表六の二四付表三「36の①」)
部	直前累積控除未済額 (最初の超過連結事業年度直前の連結事業年度の別表六の二四付表三「39の②」)	11			各連結法人の各連結事業年度の試験研究費の額
	(10) - (11)	12			各連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(29)の合計)
控	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	13			(28) × (29) (30)
除	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(13)の合計)	14			共同研究税額控除未済額 (別表六の二四付表三「36の②」)
額に係る当期控除額の個別帰属額	(12) × (13) (14)	15			各連結法人の各連結事業年度の特別共同試験研究費の額
の	最終が繰越直前累積控除金額を超える場合 の 可 能 計 額	16			各連結事業年度の特別共同試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(33)の合計)
事	各連結法人の最初の超過連結事業年度の試験研究費の額	17			(32) × (33) (34)
業	最初の超過連結事業年度の試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(17)の合計)	18			連結繰越税額控除限度超過額に係る当期控除額の個別帰属額 (9)又は((15)又は(27) + (31) + (35))
年	(16) × (17) (18)	19			36
度					
合					
各連結法人の連結繰越税額控除限度超過個別帰属額に関する明細					
39のうち各連結法人の個別帰属額 (39) × (40) (41)	37	円	試験研究費の総額に係る控除未済金額 (別表六の二四「6」 - 「9」)	39	円
			各連結法人における試験研究費の額	40	
			試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(40)の合計)	41	
42のうち各連結法人の個別帰属額 (42) × (43) (44)	38		特別共同試験研究費に係る控除未済金額 (別表六の二四「12」 - 「15」)	42	
			各連結法人における特別共同試験研究費の額	43	
			特別共同試験研究費の額の合計額 (各連結法人の(43)の合計)	44	

別表六の二(四)付表二の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の9第2項、第3項又は第4項（試験研究費の総額等に係る法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」のかっこの中に記載してください。

2 「連結繰越税額控除限度超過個別帰属額9」には、別表六の二(四)の「連結繰越税額控除限度超過額17」の金額と「同上のうち当期控除額18」の金額が一致している場合に、その連結法人に係る別表六の二(四)付表三の「36の累積額39」の最も右側の欄に記載した金額を記載します。

3 「総額方式分控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度（連結繰越税額控除限度超過額をその発生の古いものから順次合計した場合にその合計した金額が別表六の二(四)の「同上のうち当期控除額

18」を超えることとなる最初の連結事業年度）の総額方式控除可能額（別表六の二(四)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額26」の「総額」に記載した金額）と直前累積控除未済額（別表六の二(四)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額26」に記載した金額のうちの当期の開始の日前1年以内に開始した各連結事業年度のうち最も古い連結事業年度から最初の超過連結事業年度の直前の連結事業年度までの金額を合計した金額）との合計額が、繰越控除金額（別表六の二(四)の「同上のうち当期控除額18」に記載した金額）を超える場合に記載します。

4 「最初超過連結事業年度控除可能額及び直前累積控除未済額の合計額が繰越控除金額を超える場合」の各欄は、最初の超過連結事業年度の控除可能額（別表六の二(四)の「前期繰越額又は当期税額控除限度額26」の「総額」及び「共同」に記載した金額の合計）と直前累積控除未済額との合計額が繰越控除金額を超える場合に記載します。